

令和 7 年度日本遺産「国境の島」認知度向上動画作成業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 年度日本遺産「国境の島」認知度向上動画作成業務委託

2. 目的

認定 10 周年を記念して、日本遺産「国境の島」（壱岐市、対馬市、五島市、新上五島町）の広大な歴史・文化等を伝える動画を作成することで、さらなる日本遺産「国境の島」の認知度向上を図る。

3. 業務期間

契約日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4. 予算額

3,213,947 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本業務は、文化庁の地域文化財総合活用推進事業（博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業）に申請しており、不採択の場合、予算額は 1,650,000 円を上限とする。

5. 業務内容

（1）認知度向上のための動画の概要

認定 10 周年を契機として、日本遺産「国境の島」の特徴である本県離島の広域性や我が国と朝鮮半島や大陸との広大な大陸との交流による歴史等を表現した認知度向上と興味・関心を得ることを目的としたブランディング動画とする。

（2）動画で表現する主な項目

- ・本県離島の広域性や広大な大陸との交流による歴史等を表現
- ・「長崎県の離島」＝「国境の島」であることを表現
- ・「国境の島」＝「大陸・海外との交流」の歴史の地であることを表現
- ・これらの歴史が現在の歴史、文化、自然、グルメなど地域の特色にどのように繋がっているかを表現

（3）素材

本県離島の広域性や広大な大陸との交流による歴史、日本遺産の構成文化財、歴史、文化、自然、グルメなど地域の特色

（4）動画の尺、ファイル形式等

30 秒、1 分、5 分の 3 編（MP 4）

（5）動画の用途

- ・YouTube 等での配信
- ・リアルイベントでの PR 動画としての放映

6. 成果品

- ・動画データ 一式（電子データ）

7. 所有権及び著作権

- （1）本事業の成果品の所有権、著作権は日本遺産「国境の島」推進協議会に帰属し、受託者は成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- （2）本事業の遂行にあたり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権、その他の知的財産権等を利用する場合は、受託者がその利用に関する一切の責任を負うものとする

8. 特記事項

- （1）本業務は、本仕様書によるほか、日本遺産「国境の島」推進協議会会計規程、長崎県財務規則等の法令に準拠して実施する。
- （2）受託者は、業務の内容及び範囲について、日本遺産「国境の島」推進協議会と十分打合わせを行った上実施する。
- （3）本仕様書に記載されていない事項、及び疑義が生じた場合は双方協議の上決定する。